

令和7年度山陽小野田市 空き家バンク 利活用改修補助金

最大 100万円

空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家バンク登録物件の改修費用の一部を補助します。

登録物件は、

全国版空き家・空き地バンク

で検索 → ●アットホーム(株)

●(株)ライフル



対象
空き家

以下の要件全てを満たす空き家

- 空き家バンクに登録されている物件又は登録されていた物件
- 年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建物で2分の1以上が居住用のもの
- 建築年数が10年以上経過しているもの
- 土砂災害特別警戒区域外にあるもの



補助金
交付
対象者

対象空き家を購入又は賃貸借する契約を締結した個人で以下の要件全てを満たすこと。

- 契約を締結した日から1年を経過していないこと。
- 3親等以内の親族との売買又は賃貸借契約ではないこと。
- 改修工事後、完了報告書の提出までに改修後の対象空き家に居住する世帯の全員が、山陽小野田市に住民登録をし、その世帯の全員又は一部が3年以上居住すること。
- 市税滞納がなく、暴力団員又は暴力団員と密接な関係ではないこと。



補助対象
事業

居住用として、建物の性能の維持及び向上に係る改修を市内の施工業者に依頼して行う工事。ただし、次の工事を除く。

- 10万円未満の工事
- 別棟の車庫、倉庫等の改修
- 補助金交付決定前に着手した工事
- 移動、取り外しが可能な機器等の購入
- 改修工事費用以外の費用
- 他の制度等に基づく補助金の交付対象となるもの など



空き家に入居する世帯の状況	補助率	補助金上限額
空き家に入居する世帯が市外から転入する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/2
	上記以外の世帯	1/2
空き家に入居する世帯が市内に転居する場合	15歳未満の者がいる世帯	1/3
	上記以外の世帯	1/3

※年齢は、申請年度の4月1日時点

※1,000円未満切り捨て



申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月12日

- 申請書類受付先着順
- 予算額(150万円)に到達した場合、申請受付を終了
- 申請方法、申請に必要な書類など詳細は、お問い合わせください。

申請・問合せ先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室

☎0836-82-1133 / ☎756-8601 山陽小野田市日の出1-1-1

Sanyo Onoda
SMILE CITY
スマイルシティ山陽小野田

空き家バンク利活用改修補助金 申請から補助金交付までの流れ



空き家バンク登録物件を 購入又は賃貸借契約	改修補助制度の対象空き家は、空き家バンクに登録されている物件又は登録されていた物件に限ります。
----------------------------------	---

補助金を活用した 改修を検討

補助金を活用して空き家バンク登録物件を改修する場合、市内業者に見積を依頼



事前相談 市役所 制度説明

制度概要、申請方法、補助要件などを説明

補助金交付申請 (申請書類提出)

申請期限 令和7年12月12日

補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し提出
①空き家の売買又は賃貸借契約書の写し、②空き家の建物登記事項証明書の写し、③空き家の位置図及び平面図(改修工事箇所を明記)、④改修工事の施工業者(様式第1号別紙1)、⑤空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真(様式第1号別紙2)、⑥改修工事の見積書(内訳の記載されたもの)の写し、⑦改修工事設計図等の写し、⑧改修事業に係る承諾書(賃貸借の場合のみ)、⑨申立書(様式第2号・3号)、⑩当該空き家への入居前の世帯全員の住民票の写し

申請書類受理 交付決定通知 市役所

書類審査、現地調査後、補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知



工事着手

改修工事に着手

工事完了 完了報告書提出

完了報告書(様式第8号)に次の書類を添付し提出
①請求書(内訳の記載されたもの)、②領収書の写し(未払いの場合、支払後に提出)、③改修中及び改修後の写真(様式第8号別紙1・別紙2)、④入居後の世帯全員の住民票の写し

完了報告書受理 交付確定通知 市役所

書類審査、現地調査後、補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者へ通知

補助金請求書提出

補助金請求書(様式第10号)により市へ補助金請求

補助金交付 市役所

申請者の指定する金融機関口座へ補助金交付



補助金受領

補助金受領